

玄海原子力発電所 3号炉及び 4号炉

標準応答スペクトルを考慮した地震動評価
コメントリスト及び今後の審査スケジュール

2022年12月2日
九州電力株式会社

1. コメントリスト (1/2)

| No. | コメント | 指摘場所 | 対応状況 |
|-----|---|---|--|
| 1 | 既許可の地下構造モデルと新たに設定した地下構造モデルの位置づけの記載を充実すること。 | 第1026回 原子力発電所の 新規制基準適合性に 係る審査会合 (令和4年1月21日) | 第1080回会合にて説明 |
| 2 | 新たに設定した地下構造モデルについて、以下を踏まえ、地盤減衰の設定の考え方、根拠を明確にし、説明すること。 ①15Hz程度までの範囲で評価した地盤減衰の高周波数帯への適用性 ②地震観測記録が得られていない深さにおける地盤減衰の設定 ③地盤減衰の不確かさの考え方 | | コメント回答①： 第1049回会合にて説明 次回以降改めて説明予定 コメント回答②③： 次回以降説明予定 |
| 3 | 地震基盤相当面は、設置許可基準規則解釈別記2の定義に従い $V_s=2,200\text{m/s}$ 以上の層に設定すること。 | | 第1057回会合にて説明 |
| 4 | 乱数位相を用いた模擬地震波の作成について、継続時間の設定を含め検討し、説明すること。 | | 説明方針：今回説明 コメント回答： 次回以降説明予定 |
| 5 | 地震動評価にあたって、どのような地下構造モデルを使うのか方針を示すこと。 | 第1049回 原子力発電所の 新規制基準適合性に 係る審査会合 (令和4年5月20日) | 第1057回会合にて説明 |
| 6 | 全体スケジュールを考慮した上で、地下構造モデル設定、地震動評価及び全体方針を示すこと。 | | 第1057回会合にて説明 |
| 7 | 審査全体を見通した上で、スケジュールを示すこと。 | 第1057回 原子力発電所の 新規制基準適合性に 係る審査会合 (令和4年7月1日) | 第1080回会合にて説明 |
| 8 | 今回地下構造モデルの方針を変更していることから、説明済みとなっているコメントに関しても、改めて説明すること。 | | コメントNo. 2について 次回以降改めて説明予定 |
| 9 | 新たなボーリング調査から得られる結果を踏まえ、設定した地下構造モデルの妥当性を示すこと。 | | 次回以降説明予定 |

1. コメントリスト (2/2)

| No. | コメント | 指摘場所 | 対応状況 |
|-----|---|---|--|
| 10 | 今後説明予定の新たに設定した地下構造モデルの妥当性について、適切な論理で十分な根拠に基づき説明すること。 | 第1080回、第1088回 原子力発電所の 新規制基準適合性に 係る審査会合 (令和4年10月7日、 令和4年10月28日) | 説明方針： 第1088回会合にて説明 コメント回答： 次回以降説明予定 |
| 11 | 審査事項に係る方針・考え方を準備ができたものから前倒しで説明する等、効果的かつ効率的な審査スケジュールを示すこと。 | | 適宜説明 |

■ 川内原子力発電所に関するコメントの反映

- ・ 第983回審査会合において、川内原子力発電所に関するコメントを受領。
- ・ 玄海原子力発電所についても共通する以下のコメントへの対応を実施。

| No. | コメント | 指摘場所 | 対応状況 |
|-----|--|--|----------------------------------|
| S-1 | 地下構造モデルの地盤減衰の設定について、既許可からの変更点の妥当性を説明すること。その際、地盤減衰の設定根拠としている地震観測記録が得られていない範囲(EL. -90m~EL. -200m)の地盤減衰の設定の妥当性についても併せて説明すること。 | 第983回 原子力発電所の 新規制基準適合性に 係る審査会合 (令和3年6月11日) | 第1026回会合にて説明 次回以降改めて説明予定 |
| S-2 | 地下構造モデルの変更に伴う既許可の基準地震動への影響について説明すること。 | | 第1026回会合にて説明 次回以降改めて説明予定 |
| S-3 | 地震基盤相当面について、設置許可基準規則解釈別記2の $V_s=2,200\text{m/s}$ 以上に対し、 $V_s=2,100\text{m/s}$ の層上面(EL. -200m)に設定したことの妥当性を説明すること。 | | 第1026回会合にて説明 |
| S-4 | 模擬地震波の作成について、複数の方法から一様乱数の位相をもつ正弦波の重ね合わせを採用した妥当性を説明すること。 | | 説明方針：今回説明 コメント回答： 次回以降説明予定 |
| S-5 | 既許可以降の観測・調査・分析などについて説明すること。 | | 適宜反映 |

